

公立大学法人福知山公立大学 役員報酬額の変更について

1 役員報酬及び退職手当に関する根拠法令

公立大学法人福知山公立大学から地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第56条第1項において準用する法第48条第2項の規定により、「公立大学法人福知山公立大学役員報酬額」を変更する届出があった。そのため、法第49条第1項の規定に基づき、評価委員会に通知するもの。

2 役員報酬及び退職手当の支給の基準

- 役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- 法人が基準を定め、設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。
- 支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の一般地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該公立大学法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

3 役員報酬額変更の経過

現行の役員報酬額については、平成28年7月の評価委員会において、地方独立行政法人法第49条第2項に基づき、業務量及び責任性に鑑み適正とはいえず、将来の役員要請に支障をきたす恐れがあることなどを踏まえ「報酬額を見直すべき」、との意見書をいただき、本市からその旨を法人に通知した。

また、現在法人において、現理事長任期を今年度末に控え「理事長選考会議」を設置して次期理事長の選任手続きが進められ、選考会議においても同様の意見が出されている。

こうしたことから、これらの意見を踏まえ、他の公立大学法人を参考に、従前の役員報酬の見直しが行われたもの。（施行期日 令和2年4月1日）

4 役員報酬の変更額（基本月額報酬）

職名	現在	変更後
理事長（学長）	550,000円	750,000円
理事（副学長）	500,000円	680,000円
理事（事務局長）	450,000円	620,000円

※変更後の金額を上限として、理事長が個別に定める。

※参考 その他手当

- ① 住居手当 公立大学法人福知山公立大学職員給与規程第14条による。
- ② 通勤手当 公立大学法人福知山公立大学職員給与規程第15条による。
- ③ 期末手当 $\{ (基本報酬月額 + (基本報酬月額 \times 20/100)) \times 6月期 169/100$
 $(12月期 181/100) \} \times 在職期間率$
- ④ 退職手当 基本報酬月額 $\times 100/100 \times 在職期間$

【役員が引き続いて職員となった場合】

役員としての在職期間のみ役員退職手当規程による退職手当を支給

【職員が引き続いて役員となった場合】

職員としての在職期間について職員退職手当規程による退職手当を支給

参 考

《地方独立行政法人法》

(役員の報酬等)

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第50条第1項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。